

---

プロジェクト IFRS 適用課題対応

項目 IFRS 第 9 号「金融資産」及び IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」一条件変更された金融資産の認識の中止

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、2015 年 11 月開催の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）会議において議論された IFRS 第 9 号「金融資産」（以下「IFRS 第 9 号」という。）及び IAS 第 39 号「金融資産：認識及び中止」（以下「IAS 第 39 号」という。）に関する「アジェンダ却下通知（案）」の内容及び、これに対する当委員会の対応案（コメント・レター（案）を含む。）をご説明し、ご意見を伺うことを目的として作成している。なお、本資料は、2016 年 1 月 7 日に開催された IFRS 適用課題対応専門委員会においていただいたご意見を踏まえて作成したものである。

## II. 背景

### 要望の概要

2. IFRS-IC は、条件変更又は交換された金融資産の取扱いについて、過去に提出された論点へのアジェンダ却下通知（案）に関連して、より一般的なガイダンスを開発する要望を幾つか受けていた。また、要望の提出者は当該ガイダンスが必要となる理由として、主に次の点を挙げていた。
  - (1) 現在の経済情勢下、頻繁に重大な借入の条件変更が起こっていること
  - (2) IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号において十分なガイダンスがないことにより、実務上の不統一を生じさせ得ると考えられること
  - (3) より広範な論点に対応することによって、IFRS の理解と一貫した適用を促し、基準の執行可能性を改善させること

### 関連する規定

3. 金融資産及び金融負債の認識の中止について、IAS 第 39 号における要件は IFRS 第 9 号においてそのまま引き継がれており、IFRS 第 9 号における要求事項では、別紙 1 に記載した各ステップについてそれぞれ検討することが必要となるが、とりわけ、次の記載がされている。
  - (1) 企業は、資産からキャッシュ・フローを受け取る権利が「失効(expire)」したかどうかを検討し、権利が「失効」した場合、金融資産について認識の中止を行う。

- (2) 仮に当該権利が「失効」していない場合、金融資産を「譲渡(transfer)」しているかどうかを検討する。その際、どの程度、金融資産の所有権に対する「リスクと経済価値」を保持しているかを評価する必要がある。

IFRS 第9号 第3.2.3(a)～(b)項

企業は、次のいずれかの場合には（かつ、その場合にのみ）、金融資産の認識の中止を行わなければならない。

- (a) 当該金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合
- (b) 3.2.4項及び3.2.5項に示すように金融資産を譲渡し、その譲渡が3.2.6項に従った認識の中止の要件を満たす場合

IFRS 第9号 第3.2.6(a)～(b)項

企業が金融資産を譲渡する場合、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値をどの程度保持しているかを、次のようにして評価しなければならない。

- (a) 企業が、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転している場合には、当該金融資産の認識の中止を行い、当該譲渡において創出又は保持された権利及び義務をすべて資産又は負債として別個に認識しなければならない。
- (b) 企業が、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを保持している場合には、当該金融資産の認識を継続しなければならない。
4. 他方、金融負債の認識の中止については、金融負債が消滅(extinguished)した時点において認識の中止を行うとされているほか、金融負債の条件の大幅な変更(substantial modification)がされたうえで交換された場合に認識の中止を行うとされており、さらに大幅な変更(substantial modification)に該当するか否かを判断するにあたって、キャッシュ・フローの割引現在価値が「少なくとも10%」異なっているか否かという定量的な判断規準も示されている。

IFRS 第9号 第3.3.2項

現在の借手と貸手との間での、大幅に異なる条件による負債性金融商品の交換は、従前の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理しなければならない。同様に、現存する金融負債又はその一部分の条件の大幅な変更は、(債務者の財政的困難によるものかどうかを問わず)従前の金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理しなければならない。

IFRS 第9号 B3.3.6項

3.3.2項の目的上、新たな条件が大幅に異なるものとされるのは、新たな条件によるキ

キャッシュ・フローの割引現在価値（受取手数料を控除後の支払手数料を含み、当初の実効金利で割り引く）が、当初の金融負債の残りのキャッシュ・フローの割引現在価値と少なくとも 10%異なる場合である。・・・

5. この点、金融資産の認識の中止については、「条件変更」や「交換」がされた場合に認識の中止を行うか否かに関して、特段の判断規準は示されていない。

### 以前に検討された関連する論点の概要

6. IFRS-IC は、条件変更又は交換された金融資産の認識の中止に関して、以前に次の 2 つの論点を検討している（別紙 2 及び 3 に各論点のアジェンダ却下通知の仮訳を記載している。）。
- (1) ギリシャ国債の認識の中止に関する論点（アジェンダ却下通知の公表：2012 年 9 月）
- (2) 中央銀行が発行したある資本性金融商品と条件が異なる新たな資本性金融商品との交換に関する論点（アジェンダ却下通知の公表：2014 年 11 月）
7. 前項(1)は、満期や金利が異なる新たな国債と交換された旧ギリシャ国債について認識の中止を行うべきかという論点であり、IFRS-IC は、次のような分析に基づき、認識を中止すべきと結論づけていた。
- (1) IFRS 第 9 号及び IAS 第 39 号においては「譲渡」の意味が定義されていないものの、本件は、新ギリシャ国債と交換に旧ギリシャ国債を（第三者ではなく）発行者へ譲渡する取引であるため、キャッシュ・フローが「失効(expire)」したか否かで判断されるべきである。
- (2) 以下のいずれのアプローチによった場合でも、旧ギリシャ国債について認識の中止をすべきという結論となる。
- ① (1)のようにキャッシュ・フローの失効（本資料第 3 項参照）として扱われること
- ② 金融負債の条件変更として扱われる要件（本資料第 4 項参照）を類推適用すると、旧ギリシャ国債の条件の大幅な変更として扱われること。
8. 他方、本資料第 6 項(2)の論点は、資本性金融商品を同一の発行者から発行された新しい資本性金融商品と交換した場合の保有者の会計処理についての検討である。本論点については特殊性があり、重要な実務上の不統一も生じていなかったことから、IFRS-IC は当時アジェンダに加えないことを決定し、IFRS-IC において本論点について

どのように会計処理を行うべきかについて分析や議論はなされなかった。

9. また、IASBにおいても、どういった条件変更が認識の中止に繋がるか明確化するように要望を受けたが、無視できる課題ではないものの、本論点の対応には相当の時間とリソースが必要となり、IFRS 第9号の信用減損プロジェクトを遅延させずに並行して開発を行うことは困難であると考えられた。このため、IASBは、当該プロジェクトの中では当該ガイダンスの開発を行わないことを2013年に決定している<sup>1</sup>。

### IFRS-ICにおける対応

10. IFRS-ICは、前回の会議において、受領したコメントへの対応として、次の措置をIASBスタッフに依頼した。
- (1) 仮に十分に狭い範囲の論点として整理された場合、IASBが現段階で当該論点に取り組む考えがあるか、IASBメンバーへ非公式のヒアリングを実施すること
  - (2) IASBに論点として提示できる程度に狭い範囲の論点として整理することができるかどうか、追加の分析を行うこと

### (IASBメンバーへの非公式のヒアリング)

11. IASBメンバーへの非公式なヒアリングの結果、本論点が直近のアジェンダ協議で論点として提示され得ると考える少数の見解もあったが、次の理由から現段階では本プロジェクトに取り組むべきではないとする意見が多く聞かれた。
- (1) 金融資産の認識の中止についての基準は古くからあるほか、現在のガイダンスで実務上の検討もなされてきていること
  - (2) より多くのガイダンスが必要だという証拠が、ほとんどないこと
  - (3) 多くの判断が必要な領域であり、新たなガイダンスによる効果が限定的であること
  - (4) 認識の中止の要件が複雑であることや狭い範囲の修正により新たな問題が生じる可能性も考慮すると、限定的な修正を行うことは困難と考えられること
  - (5) 本論点は基準の致命的な欠陥によるものではなく、また新しいIFRS第9号が実務

---

<sup>1</sup> IASBはFASBと共同で認識の中止に関する包括的なプロジェクトを実施し、2009年3月に、譲渡された金融資産及び負債の認識の中止についての公開草案を公表した。しかし、IASBは、2010年6月に、当該プロジェクトを縮小し、譲渡された金融資産に係る開示に関する修正のみを行うこととした。当該決定において、IASBは、金融危機においても、IFRSの認識の中止に係る要求事項によって概して妥当な結果が得られた、という各国基準設定主体からのフィードバックがあったことにも言及した。

上適用される前に修正を行うことは適切でないと考えられること

### (狭い範囲の論点として整理しうるかに関する分析)

#### 条件変更された金融資産について認識の中止を行うか否かの影響

12. IASB スタッフは、次の理由から、条件変更された金融資産について認識の中止を行うか否かは、次の点で財務諸表に影響があるとしている。

- (1) 認識の中止がされ、新たに認識された金融資産は、異なる測定基礎に区分される可能性があること
- (2) IFRS 第9号に基づく信用減損損失の金額が異なり得ること

#### 主な技術的な検討事項

13. IASB スタッフは、仮に本論点について狭い範囲のガイダンスを開発するとした場合に、重要と考えられる技術的な論点として次の4点を挙げている。ただし、当該論点の分析や解決策の検討は行われていない。

- (1) 「条件変更された金融資産」の定義
- (2) 金融資産の「条件変更」と「譲渡」との区別
- (3) 金融資産の「大幅な条件変更(substantial modification)」をどのように判断し得るか
- (4) 金融負債の認識の中止への影響

##### *(1) 「条件変更された金融資産」の定義*

14. 金融商品の「条件変更又は交換」について、IFRS 第9号上で正式に定義されておらず、金融負債の認識の中止の要件において、限定的な説明がなされるに留まっている。このため、金融商品の「条件変更」の意味に関して、次のことを検討する必要がある。

- (1) どの当事者が条件変更に関与しているか（既存の保有者か発行者のみか等）。
- (2) 条件変更が当初の契約上のキャッシュ・フローの変更のみを指すものか、又はキャッシュの変更を伴わないもの（財務制限条項、破産申立権等）を含むかどうか。
- (3) どの取引（関連する取引を含む）が条件変更と考えられるか。例えば、金融資産における金利のキャッシュ・フローは以下の様に条件変更されうるが、これらのいずれが条件変更と見做されるべきか。
  - ① 金融商品の当初の契約条件の修正（当初契約の再交渉によるもの）
  - ② 当初の金融商品と金利の見直しを除いて同一のキャッシュ・フローが見込ま

れる新しい金融商品との交換（交換によるもの）

- ③ 当初の金融商品を維持した上で、当初の金利のキャッシュ・フローと見直された金利のキャッシュ・フローを交換する金利スワップを発行者と契約した場合（当初の資産への新たなデリバティブのリンク付けによるもの）

15. IFRS 第9号及びIAS 第39号では、既存の貸付人と借受人との間で実質的に異なる条件での負債の交換や、既存の金融負債の実質的な条件変更は、当初の金融負債の消滅と新たな金融負債の認識として扱うべきとしている。しかし、認識の中止を目的として新しいデリバティブを既存の金融資産にリンク付けする場合、会計上の目的において当該2つの契約を1つとして扱うか否かは大きな影響を与え得る。

#### (2) 金融資産の条件変更と譲渡の区別

16. 新しいガイダンスを開発する場合、「譲渡」された金融資産の認識の中止に関する現行のガイダンスとの関係も検討する必要がある。また、こういった状況で、現行のリスクと経済価値アプローチが適用されるのか、条件変更された金融資産に対する新たなガイダンスが適用されるのかを明確にする必要が生じ得る。
17. 例えば、社債を第三者に売却したうえで、譲受人とトータル・リターン・スワップを締結する場合、現行基準ではリスクと経済価値が移転していないため、認識の中止は禁止される（IFRS 第9号B3.2.16項(o)）。しかし、譲受人が第三者ではなく発行者であった場合には、社債の譲渡として扱うのか、社債の条件変更として扱い、異なる結論となるのか、新しいガイダンスにおいて整理する必要性が生じ得る。

#### (3) 金融資産の「大幅な条件変更」をどのように定義するか

18. 金融資産についてどのような条件変更がされた場合に、認識の中止を行うべきかについて検討を行う必要が生じ得る。また、仮に金融負債と同様に10%テストのような定量的なガイダンスが導入された場合、金融資産にとってそういったガイダンスが適切かを、次のような点について検討する必要がある。

- (1) 償却原価又はFVOCIで測定される負債性金融商品について、定量判定に用いる契約上のキャッシュ・フローに、予想信用損失や直接償却を加味すべきかどうか。
- (2) 契約上のキャッシュ・フローが存在せず、裁量的な資本性金融商品や複合金融商品に対して、定量的なガイダンスが実際に機能するか。

#### (4) 金融負債の認識の中止への影響

19. 発行者側と保有者側での金融商品の認識の中止をどの程度ミラーの関係とさせるべきかについての見解にもよるが、金融負債の認識の中止における要件についても検討する必要がある。

20. 例えば、条件変更された金融資産の認識を中止すべきかどうかにより特定の定性的な判断基準が導入された場合、条件変更された金融負債の認識の中止にも当該判断基準を明示的に適用すべきかどうか検討が必要となる。

### III. 今回の IFRS-IC 会議における議論

#### IASB スタッフによる提案

21. IASB スタッフは、2015年11月開催の IFRS-IC 会議において、次の見解を示した上で、現時点では、本論点についてさらなる検討を進めないことを提案した。
- (1) 次の理由から、本件について狭い範囲のプロジェクトとしてガイダンスを開発することが困難であること
    - ① 譲渡された金融資産の認識の中止の認識の中止や取引のリンク付け、条件変更された金融負債の認識の中止との重複やこれに対する影響があり得ること
    - ② 重大な時間とリソースを要し、プロジェクトが複雑になると考えられること
  - (2) 2013年に、IASBは、本件は無視できる課題ではないものの、開発に要する時間とリソースに鑑み、検討を進めないことを決定していること
  - (3) 現行の認識の中止に関する要求事項は新しいものでなく、新たなガイダンスの必要性について十分な証拠が得られていないほか、ギリシャ国債に関して2012年9月に公表されたアジェンダ却下通知が既に実務に資するものとなっていること。また、本件は判断を伴う領域であるため、追加のガイダンスにより取扱いを明確化できる程度が限定的であり得ること
  - (4) 今回行った非公式のヒアリングにおいて、IASBメンバーは本プロジェクトを進めることに対して積極的ではなかったこと

#### IFRS 解釈指針委員会で示された主な意見

22. IFRS-IC 会議では、本件について、IFRS-IC のメンバーから、次のようなコメントが示された。結果として5名の反対があったものの、9名は追加の検討を行わないことに賛成した。
- (1) 現状、開発を要求する声はそれほど大きくないが、今後必ず出てくる論点であるため、実務上の不統一を減らす観点からも IFRS-IC で対応すべきではないか。
  - (2) IASB スタッフの本論点についての分析は、検討範囲を狭めることができていない。金融資産の条件変更が新しい資産の認識に該当するケースのみの検討とすれば、十分に狭い範囲とできるのではないか。

- (3) 狭い範囲のガイダンスを検討した結果、IFRS-IC が基準に沿っていない誤った解釈を発信してしまう恐れがある。
- (4) ガイダンスの開発において、条件変更と譲渡を区分することは困難であり、たとえ狭い範囲について検討したとしても、短時間で効果的な回答を出せないのであれば、今回は検討しないという IASB スタッフの意見に同意する。

### IFRS 解釈指針委員会での議論の結果

23. IFRS-IC は、議論の結果、主に次の事項を内容とする「アジェンダ却下通知（案）」を公表している（詳細：別紙4を参照）。なお、当該「アジェンダ却下通知（案）」は、2016年1月21日がコメント提出期限とされており、寄せられたコメントを踏まえ、2016年3月のIFRS-ICで再検討される予定である。
- (1) どのような場合に、条件変更又は交換された金融資産の認識を中止すべきかは、実務上論点となるが、問題の本質が広範囲に渡るため、解釈のみによっては解決されず、基準の変更が求められる。
  - (2) 以上の検討の結果、今回は本論点のさらなる検討を進めないことを決定した。

## IV. 当委員会の対応（案）

### IFRS-IC が本論点をアジェンダとして取り上げない旨について

24. IFRS-IC が本論点をアジェンダとして取り上げない旨については、次の理由から、その方向性について概ね適当と考えられる。
- (1) 金融資産についてどのような条件変更や交換が行われた場合に、認識の中止を行うべきかは企業（特に、金融機関）の財務諸表に重要な影響を与えると考えられるため、本論点は重要性が比較的高いと考えられる。
  - (2) 他方、IASB スタッフによる分析のとおり、本論点について、短時間で狭い範囲の修正を行うことは困難であることから、少なくとも、IFRS-IC が検討すべき論点ではないと考えられる。
25. 専門委員会においては、本論点を IFRS-IC がアジェンダとして取り上げない旨については適当とする意見が複数聞かれた。

### コメント・レターの送付について

26. 専門委員会においては、当委員会事務局から、次の理由により、本論点に関するアジェンダ却下通知（案）に対してコメント・レターを送付しないことを提案した。



- (1) 前項に記載した理由から、本論点を IFRS-IC がアジェンダとして取り上げない旨については適当と考えられる。
  - (2) 本論点は、他の会計処理に対する影響も大きいことから、仮に IASB において検討を行う場合、金融資産の認識の中止全般について検討を行うことがより適切と考えられる。
  - (3) この点、以前に IASB において金融資産の認識の中止について検討を行った経緯や IASB における時間とリソースの制約を鑑みると、金融資産の認識の中止に関する包括的な検討をアジェンダ協議への回答が入手されるのに先立って現時点で実施することは、少なくとも、適切な選択ではないと考えられる。また、当委員会は、IASB によるアジェンダ協議（2015 年）への回答において本論点を重要性の高い論点として識別していない。
  - (4) IFRS-IC から公表された却下通知（案）は、本論点をアジェンダとして取り上げない旨及びその理由が概ね適切に記載されている。
27. 上記の当委員会事務局による提案に対し、専門委員会においては、金融資産の認識の中止の取扱いが不明確な状況を中長期的に放置することは望ましくなく、IASB が中長期的に取り組むべき課題として認識するようにコメント・レターを提出することが適切との意見が複数聞かれた。
28. 仮にコメント・レターを送付する場合、次の内容とすることが考えられる。
- (1) 我々は、本論点をアジェンダに追加しないとする解釈指針委員会の決定に同意する。
  - (2) しかしながら、解釈指針委員会のこれまでの議論において、金融資産の認識の中止に関する会計上の要求事項について、IASB が包括的に見直す必要があることが明らかとなっている。我々は、我が国の関係者の議論を通じて、当該会計上の要求事項の見直しが金融機関のみならず、非金融機関の財務諸表にとっても重要であるというフィードバックを得ている。当該状況に鑑みると、我々は、IASB が明確さと首尾一貫性の欠如に対処しないまま放置することは、少なくとも望ましくないと考えている。
  - (3) 我々は、概念フレームワークの見直しに係る IASB の現在進行中の審議（とりわけ、認識の中止に関する審議）が、困難な本論点を検討するうえで有用な基礎を提供することを期待している。このため、我々は、IASB が、概念フレームワークの審議の成果を基礎として、本論点を中長期的なプロジェクトとして取り組むべきと

考えており、解釈指針委員会はIASBに対しその旨を提言すべきであると考えている。

29. 本論点に関するアジェンダ却下通知(案)に対して、当委員会として次の2つの対応案が考えられる。

(案1) コメント・レターを送付しない。

(案2) コメント・レターを送付する(コメント・レター(案)については、本資料17ページ以降を参照)。

#### ディスカッション・ポイント

「アジェンダ却下通知(案)」に対して、コメント・レターを送付すべきか、仮に送付するとした場合におけるコメント・レター(案)について、ご質問やご意見があれば、お伺いしたい。

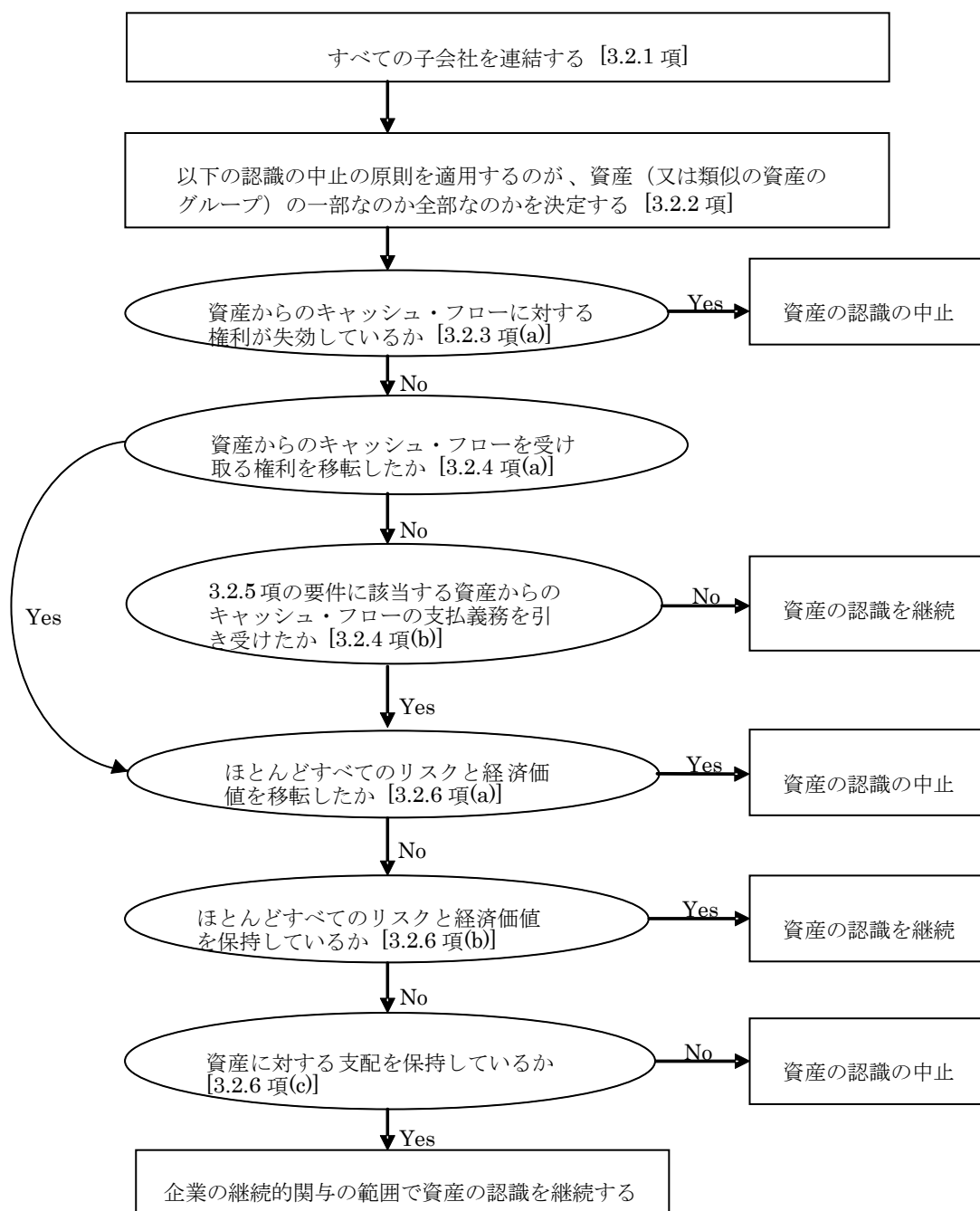
以上

(別紙1)

金融資産の認識の中止の判定フローチャート

IFRS 第9号 B3.2.1項

下記のフローチャートは、金融資産の認識の中止を行うかどうか、またどの範囲まで行うかについての判定を説明している。



(別紙2)

IFRIC Update 2012年9月に掲載された「アジェンダ却下通知」の仮訳

**IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」——条件変更に係る金融商品の認識の中止**

解釈指針委員会は、ギリシャ国債（GGB）の債務の再編（restructuring）により、IAS 第39号に従って資産の全体又は一部分について認識の中止となるべき状況におけるガイダンスを求める要望を受けた。解釈指針委員会は特に、次の質問の検討を要望された。

- ・ 旧 GGB のうち、満期や金利がさまざまな 20 の新たな債券と交換される部分について、認識の中止を行うべきか、それとも、認識の中止を要しない条件変更又は譲渡として会計処理すべきか。
- ・ IAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」は、提出された事案の分析に際して適用できるのかどうか。
- ・ 当該 GGB の認識の中止をしなかった場合に、IAS 第39号の AG8 項又は AG62 項のいずれかを提出された事案に適用できるのかどうか。

**金融商品の交換：認識の中止**

解釈指針委員会は、今回の要望は、限定的な事案の文脈で行われていることに留意した。この限定的な事案では、旧 GGB のうち、満期や金利がさまざまな 20 の新たな債券と交換される部分の会計処理に関して生じている見解の不一致が明らかになっている。提出者は、当該部分の認識の中止を行うべきなのか、それとも、認識の中止が要求されない条件変更又は譲渡として会計処理すべきなのかを検討するよう委員会に要望した。

さらに、解釈指針委員会は、提出された事案の分析に際して IAS 第8号が適用できるのかどうか、及び、この交換を IAS 第39号の第17項(b)の適用範囲内の譲渡とみなせるかどうかの検討を要望されている。

解釈指針委員会は、IAS 第39号では「譲渡」という用語が定義されていないことに着目した。しかし、IAS 第39号の第18項の関連する可能性のある箇所では、企業が金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡する場合には、企業は金融資産を譲渡していると述べている。解釈指針委員会は、提出された事案では、債券は第三者に譲渡されるのではなく発行者に再度譲渡されることに留意した。したがって、解釈指針委員会は、この取引を IAS 第39号の第17項(a)に照らして評価すべきであると考えた。

IAS 第39号の第17項(a)の適用に際し、解釈指針委員会は、金融資産が消滅しているかどうかを決定するため、キャッシュ・フローに対する権利の「消滅」という概念に照らして、債券の交換の一部として行われた変更を評価する必要があることに留意した。また、

解釈指針委員会は、どのような場合に金融資産の条件変更が認識の中止になるのかについて IAS 第 39 号に明示的な議論がないため、IAS 第 8 号の適用には、会計方針を策定し適用するために判断が必要となることに留意した。IAS 第 8 号の第 11 項では、適切な会計方針の決定に際して、類似した関連する論点を扱う IFRS の要求事項を最初に検討しなければならないとしている。解釈指針委員会は、提出された事案において、当該事項は、IAS 第 39 号の第 40 項の金融負債に関する「大幅な変更」の概念への類推の開発につながることに留意した。

第 40 項では、こうした変更が、負債性金融商品の交換又は既存の金融商品の条件変更により影響を受ける可能性があることを示している。したがって、この金融負債を金融資産に類推適用した場合、条件の大幅な変更（交換によるのか、条件変更によるのかを問わず）は、金融資産の認識の中止を生じることになる。

解釈指針委員会は、金融負債のガイダンスを、旧 GGB の一部分と 20 の新たな債券との交換が、金融資産の条件の大幅な変更に該当するかどうかの評価に類推適用する場合には、当該債券の交換の一部として行われるすべての変更を考慮して、この評価を行う必要があることに留意した。

提出された事案では、取引が金融資産の認識の中止となるかどうかを判断する際に、解釈指針委員会は、関連する事実から、双方のアプローチ（すなわち、IAS 第 39 号の第 17 項(a)における消滅、あるいは資産の条件の大幅な変更）のいずれでも、認識の中止となるという結論を下した。

解釈指針委員会は、当該取引から生じる変更の程度を評価する際に、事案の次の側面を考慮した。

- ・ 単一の債券の保有者が、旧債券の一部分と交換に、さまざまな満期やキャッシュ・フローを有する 20 の債券を受け取るとともに、当該交換取引の条件に従って他の金融商品を受け取っていること。
- ・ すべての債券保有者が、個々の保有の契約条件に関係なく、同一の債務の再編の取引を受けたこと。これは、個々の商品や契約条件が考慮されなかったことを意味する。異なる債券（シリーズ）について、各契約条件を考慮してそれぞれに修正することはせずに、均一の新たな債券の構造に置き換えている。
- ・ 新たな債券の契約条件が、旧債券の契約条件とは大幅に異なっていること。その変更には、準拠法の変更、新たな債券の保有者の権利に影響を及ぼす契約上の集団行動条項や共同融資契約の導入、金額、期間、表面利率の変更など、多くの異なる側面が含まれる。

解釈指針委員会は、この分析に使用した出発点は、提出された事案における仮定であり、それは、旧 GGB の元本金額のうち、新たな GGB と交換された部分について、認識の中止を

別個に評価することができるというものであったことに留意した。解釈指針委員会は、この仮定は、旧債券の全体に注目した場合よりも、部分的な認識の中止を達成するのに有利であったことを強調した。したがって、旧 GGB の認識の中止を行うべきであるという結論は、旧 GGB の交換が、実際には旧 GGB の引渡しに関するあらゆる側面及び種類の検討をカバーした単一の契約の結果であったことを考慮した場合には、さらに当てはまることになる。結果として、解釈指針委員会は、部分的な認識の中止は適用されないことに留意した。

したがって、解釈指針委員会はこの論点をアジェンダに追加しないことを決定した。

#### **提出された事案への IAS 第 39 号 AG62 項又は AG8 項の適用**

解釈指針委員会は、提出者が提起した質問では、この事案における旧 GGB の認識の中止は行われないと仮定していることに留意した。この提出された事案では、解釈指針委員会は、旧 GGB の認識の中止が行われるという結論を下している。解釈指針委員会は、認識の中止に関する結論により、こうした質問には答える必要がないことに留意した。

(別紙3)

IFRIC Update 2014年11月に掲載された「アジェンダ却下通知」の仮訳

IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」——保有者による資本性金融商品の交換の会計処理

解釈指針委員会は、発行者が、当初の資本性金融商品を同一の企業に対するものであるが条件が異なる新たな資本性金融商品と交換する状況での資本性金融商品の保有者による会計処理に関する要望を受けた。具体的には、この取引は中央銀行が発行した資本性金融商品に関するもので、金融商品の交換は法律の変更の結果として保有者に課されたものである。

要望提出者は、資本性金融商品の保有者は、IAS 第39号においてこの交換を当初の資本性金融商品の認識の中止及び新たな金融商品の認識として会計処理すべきなのかどうかを質問した。

解釈指針委員会は次のことに着目した。

- (a) この取引には特有の性質があり、論点に一般的な広がりがない。
- (b) 要望提出者は、問題の資本性金融商品の保有者の間での当該取引の会計処理に重大な実務上の不統一を識別していなかった。

これらの理由により、解釈指針委員会はこの特定の論点をアジェンダに追加しないことを決定した。

さらに、解釈指針委員会は、条件変更されたか又は交換された金融資産の認識の中止に関してIAS 第39号及びIFRS 第9号におけるガイダンスの追加を求める要望に留意した。スタッフは、このようなより一般的な事項が過去にIASBに提起されたが、IASBがそうしたプロジェクトをアジェンダに追加しないことを決定していたことに着目した。解釈指針委員会は、スタッフに、IASBに提起すべき十分に狭い範囲の論点を特定することができるのかどうかを識別するために追加的な分析を行うよう依頼した。スタッフの分析は、将来の解釈指針委員会の会議で、スタッフの当該分析が検討される。

(別紙 4)

IFRIC Update に掲載された今回の「アジェンダ却下通知(案)」の仮訳

**IFRS 第 9 号「金融資産」及び IAS 第 39 号「金融資産：認識と測定」——条件変更された金融資産の認識の中止**

IFRS 解釈指針委員会（以下「解釈指針委員会」という。）は、どのような場合に、金融資産の条件変更又は交換により当初の資産の認識の中止が生じるのかに関して、IFRS 第 9 号「金融資産」（以下、「IFRS 第 9 号」という。）及び IAS 第 39 号「金融資産：認識と測定」（以下、「IFRS 第 39 号」という。）のガイダンスを明確化するため、潜在的な狭い範囲のプロジェクトを進めるべきかどうかを議論した。

多くの解釈指針委員会メンバーが、自身の経験では、どのような状況で条件変更又は交換された金融資産の認識の中止を行うべきかは、実務で生じる論点であることに着目した。

しかし、解釈指針委員会は、この論点は幅広い性質のものであることから、解釈指針を通じて解決できるものではなく、むしろ、基準の修正が必要となるであろうことに留意した。したがって、解釈指針委員会は、現時点で、このようなプロジェクトのさらなる検討を進めることはしないことを [決定した]。

以 上